

田原小学校 PTA 慶弔規定

四條畷市立田原小学校 PTA

- この規定は、四條畷市立田原小学校の PTA 役員、児童、本校に在籍する職員及びその他に対する慶弔、見舞いならびに慰労に関する処理の方法を規定する。
- 処理の方法は、次の通りとする。

(1) 弔の部

		供花・香料	通 夜	会 葬
イ	役員・実行委員・本人	弔旗 香料 10,000 円	会長・学校長・実行委員・その他は任意	会長・学校長・実行委員・その他は任意
ロ	会員本人	弔旗 香料 10,000 円	会長・学校長 その他は任意	会長・学校長 担任・その他は任意
ハ	職員本人	弔旗 香料 10,000 円	同上	会長・学校長・職員・担任児童・その他は任意
二	役員・実行委員・職員の配偶者及び第一親等親族	弔旗 香料 5,000 円	同上	会長・学校長 その他は任意
ホ	児童本人	弔旗 香料 10,000 円	会長・学校長・学級委員・担任・その他は任意	会長・学校長・担任・学級委員・学級児童・その他は任意
ヘ	その他	その都度、役員会で協議する。		

(2) 見舞いの部

- 役員、実行委員、会員及び職員が、2 週間以上の病気療養を要する時は、3,000 円のお見舞い。
- 児童が、登校時より下校までの間、及び下校途中において傷害を受け、2 週間以上の療養を要する時、または、2 週間以上の病気療養を要する時は、3,000 円のお見舞い。
- 火災等の災害のお見舞いについては、その都度役員会で協議決定する。

(3) 慰労の部

- 役員の任期終了に対しては、感謝状を贈る。
- 教職員が、国・府・市その他の団体より表彰を受けた場合は、記念品料を贈る。

(4) その他、特別な場合は、実行委員会を開き協議決定する。

(5) 以上の贈呈については、返礼は一切受けないものとする。

- この規定については、年次毎に実行委員会で検討する。
- この規定については、平成 21 年 4 月 1 日より実施する。
- この規定については、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。